

『住宅用太陽光発電設備導入事業』協力事業者募集要項

1. 事業目的

瀬戸内市民電力株式会社（以下、「当社」という。）は、瀬戸内市の取組である「2040年ゼロカーボン社会の実現」のため、設立された地域新電力会社です。

今回、『住宅用太陽光発電設備導入事業』（以下、「本事業」という。）として、一般家庭及び小規模事業者（以下、「一般家庭等」という。）への太陽光発電設備および併設蓄電池（以下、「太陽光発電システム」という。）の整備を進め、瀬戸内市域での再生可能エネルギー由来の電気を地産地消・脱炭素の推進を図る事業をすすめるにあたり、当社と共同で本事業を実施する事業者（以下、「協力事業者」という。）を公募します。

2. 業務概要

本事業は、環境省が実施する『脱炭素先行地域づくり事業』に選定された瀬戸内市の「玉津地区」・「裳掛地区」（以下、「脱炭素先行地域」という。）の希望する一般家庭等に対して、当社が初期費用を負担して太陽光発電システムを整備し、一般家庭等から毎月リース料を回収するものです。

協力事業者には、別添『『住宅用太陽光発電設備導入事業』協力事業者募集仕様書』（以下、「仕様書」という。）に従い、次に示す業務を行っていただきます。

(1) 営業活動のサポート

一般家庭等に対して行う営業活動への助言や広報資材の作成など、本事業の普及や顧客獲得に資する支援を行うこと。

(2) 概略設計および見積書作成

見積依頼を受けた際には、概略設計（必要に応じて現地調査）を行い、概略見積書を作成すること。また、必要に応じて顧客への説明に協力すること。

(3) 契約締結後の詳細設計・施工

当社と顧客間で契約締結に至った場合には、すみやかに設計・施工、一般送配電事業者への系統連系申請などを行い、太陽光発電システムの稼働に係る工事・手続きを行うこと。

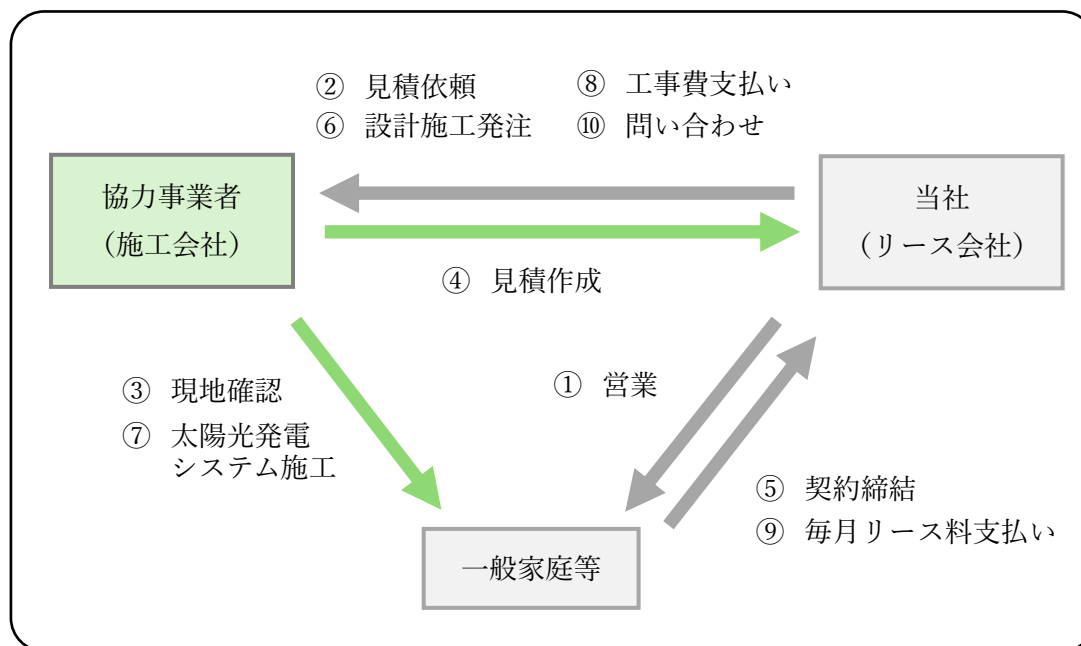
(4) 補助金申請対応

本事業は、「瀬戸内市脱炭素先行地域づくり事業推進補助金」（以下、「補助金」という。）を活用するため、補助金申請に要する書類作成の支援を当社から求められた場合には、誠実に対応すること。

(5) その他

太陽光発電システムの整備完了後も、維持管理や機器の更新、顧客からの問い合わせや相談、太陽光発電システムに関する苦情やトラブル対応など、当社から求められた場合には、誠実に対応すること。

【イメージ図】



3. 事業実施期間及び想定施工件数

期間：令和7年度～令和10年度末まで（脱炭素先行地域づくり事業実施期間）

想定施工件数：期間内 約50件（うち令和7年度 約10件）

※ 実施件数を保証するものではありません。

4. 事業者決定後の契約等

協力事業者の候補者に選定され、当社と協議を行い合意に至った場合、当社と協力事業者間において本事業の実施に関する事項を定めた協定を締結します。

一般家庭等への施工1件を個別契約の単位とし、工事完成后、請求に基づき支払いをします。

契約額は、提出された標準工事見積書及び単価表に基づいて積算するものとし、原則として増額は認めません。

「2.業務概要」に記載する業務等、直接の工事費以外に費用が発生する場合においても、その費用を見積金額に含めるものとします。

5. 協力事業者の選定

(1) 募集

下記スケジュールにより事業者を募集し、提出期限内に「7.提出書類」に記載の書類の提出があった事業者から選定を行います。

募集スケジュール

項 目	日 時
公募開始	令和7年5月1日（木）
質問書の受付締切	令和7年5月21日（水）午後5時
質問に対する回答期限	令和7年5月23日（金）午後5時
書類の提出締切	令和7年5月28日（水）午後5時

(2) 事業者選定方法

提出書類の内容を確認、必要に応じてヒアリングを実施し、協力事業者の候補者を決定します。

(3) 選定結果の通知

選定結果については、書面をもって通知し、選定結果に対する異議申し立ては受け付けません。

6. 応募事業者の要件

本事業への応募者は、次の要件を全て満たす事業者とします。

- (1) 住宅用太陽光発電システムの営業、設計、調達、施工について十分なノウハウ、知見、経験、実績があること。
- (2) 「**2.業務概要**」に記載の(1)～(5)の業務について、協力事業者として主体的に取り組めること。
- (3) 当社の希望する日時・場所に打合せができる体制がとれ、緊急対応時の迅速なやりとりが可能であること。
- (4) 本事業に係る契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）にもとづき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）にもとづき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 法人税等、消費税及び地方消費税その他租税公課を滞納している者でないこと。
- (7) 債務不履行により所有する資産に対して仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げるといふ。）に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ① 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ② 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

- ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- ⑦ 暴力団及び①から⑥までに定める者の依頼を受けて本事業に参加しようとする暴力団若しくは暴力団構成員の統制の下にある者でないこと。

7. 提出書類

応募者は、次に示す書類を提出してください。

(1) 提出書類一覧

提出書類	備考
(1) 参加申込書（様式第1号）	提出部数1部
(2) 標準工事見積書 （様式第2-1号、第2-2号）	提出部数各1部
(3) 単価表（任意様式）	提出部数各1部 (2)標準工事見積書の積算根拠となる単価表。標準工事と数量等の条件が異なる場合の契約単価とするもの。
(4) 法人概要（様式第3号）	提出部数1部
(5) 財務諸表の写し（事業報告書、貸借対照表、損益計算書等）	提出部数1部 直近2事業年度のもの
(6) 法人登記簿謄本または登記事項全部証明書（写しでも可）	提出部数1部 発行日が提出書類提出日から3ヶ月以内のもの
(7) 法人税、消費税および地方消費税の納税証明書（写しでも可） （納税証明書その3の3）	提出部数1部 直近1年分 発行日が提出書類提出日から3ヶ月以内のもの

(2) 標準工事見積書の作成方法

見積条件の詳細については、仕様書をご確認ください。

見積書は、「様式第2-1『太陽光発電設備と併設蓄電池の工事』」と「様式第2-2『太陽光発電設備のみの工事』」の2パターンを所定様式の記載のうえ、提出してください。

(3) 同等品以上の機器での見積の場合

仕様書に定めるメーカー・型番と異なる該当機器（太陽電池モジュール、蓄電池、パワーコンディショナ）で見積を作成する場合は、仕様書「(ウ) 同等品以上の機器の要件」に定める要件を満たす必要があります。

5月21日（水）午後5時までに「様式第2-1」、「様式第2-2」の各欄に、見積に計上する構成機器のメーカー、型番を記載（金額の記載は不要）のうえ、「11.問い合わせ先」あてに電子メールにて送付してください。

当社にて同等品以上の機器であるか確認を行いますので、当社から承認を得て見積書を作成するようにしてください。

(4) 単価表の提出

応募者が通常の営業活動で、エンドユーザーへの見積提示金額を積算する際に用いる単価表（任意様式）を提出してください。

標準工事見積書が提出された単価表に基づいているか確認および個別契約の際の見積根拠として単価表を用いるもので、当社にて概算見積の作成ができる程度のものでしてください。

項目例) パネル型番、容量 1kW あたりの工事単価
蓄電池の型番による単価
屋根の形状による施工単価
電気工事一式
配線工事
電力会社申請費・系統連系試験等の費用
足場設置工事
その他特別に見積もる必要がある工事費等

8. 提出先および提出方法

(1) 提出先

〒701-4221 岡山県瀬戸内市邑久町尾張39番地41
瀬戸内市民電力株式会社 あて

(2) 提出方法

「7.提出書類」に記載の提出書類を、提出期限までに郵送または持参により提出すること。なお、郵送で提出する場合は、提出期限までに必着とする。

(3) 提出期限

令和7年5月28日（水）午後5時まで

9. 質問および回答

本事業の応募に係る質問については、次のとおりとします。

(1) 質問受付締切

令和7年5月21日（水）午後5時まで

- (2) 質問方法
- ① 質問書（様式第4号）に質問内容を記載し、「11.問い合わせ先」あてに電子メールで行うこと。
 - ② 件名は、『住宅用太陽光発電設備導入事業に関する質問』と明記すること。
- (3) 回答方法
- 質問に対する回答は、当社ホームページにて公開します。

10. その他留意事項

- (1) 募集要項および仕様書に記載された内容を承諾のうえ、応募すること。
- (2) 他の応募者と本事業の内容またはその意思についての相談、提出書類に虚偽の記載、その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為をした場合は、提出書類を無効とする。
- (3) 提出書類は返却せず、協力事業者の選定以外に無断で使用しない。
- (4) 提出期限以降における見積書の差し替えまたは再提出は認めない。
- (5) 本事業の応募に要する費用は、提出者の負担とする。
- (6) 本事業が中止または延期した場合、それまでに要した費用は各自の負担とする。

11. 問い合わせ先

〒701-4221 岡山県瀬戸内市邑久町尾張39番地41
瀬戸内市民電力株式会社 担当者：鶴田
Tel：0869-24-8905（平日8:30～17:15）
Mail：contact@setouchi-power.com